

見 積 合 わ せ 心 得

1 見積合わせの条件

- (1) 見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、見積合わせに参加するものとする。仕様書及び図面等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 見積合わせは、指定した日時、場所において執行し、見積合わせ執行者が見積合わせの開始を宣言した後の参加は認めないので、見積参加者は、見積合わせ開始時間までに指定した場所に到着していること。
なお、自然災害等不可抗力により見積合わせ開始時間までに到着が困難なときは、見積合わせ執行までに見積合わせ担当部署へ連絡することとする。
- (3) 見積参加者は、代理人をして見積合わせをさせるときは、委任状を持参させなければならない。
- (4) 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積合わせに対する他の見積参加者の代理をすることはできない。
- (5) 見積参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定に準じ、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 見積参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、見積合わせの執行を延期又は中止することがある。
- (7) 次の一に該当する見積りは無効とする。
 - ア 見積合わせを執行する日に有効な建設業の許可及び経営事項審査結果を得ていない等、見積参加資格のない者が行った見積り
 - イ 委任状を持参しない代理人が行った見積り
 - ウ 記名押印を欠く見積り
 - エ 金額を訂正した見積り
 - オ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、見積意思表示が不明瞭な見積り
 - カ 同一の見積合わせにおいて、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積り
 - キ 金額欄に「0円」と記載された見積り
 - ク 再度の見積合わせにおける前回の最低見積価格以上の見積り
 - ケ その他市長が指定した事項に違反した見積り
- (8) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低の見積りをした者を当該契約の相手方に決定した者（以下「決定者」という。）とする。
- (9) 最低制限価格を設定した見積合わせにあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の見積りをした者で、なおかつ最低の見積りをした者をもって決定者とする。
- (10) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、直ちに、再度の見積合わせを行う。ただし、最低制限価格を設定した見積合わせにおいて、最低制限価格を下回った価格の見積りをした者は、再度の見積合わせに参加できないものとする。
- (11) 決定となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、くじにより決定者を決定する。
なお、見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって当該見積合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 契約の条件

- (1) 決定者は、決定の日から7開庁日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、決定の効力を失う。
- (2) 決定者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、決定金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) 契約の保証
 - ア 決定者は、契約の保証として請負代金額又は契約代金額の10分の1以上の額の現金を納付するか又は担保及び保証として契約締結時までに次のいずれかの書類を提出するものとする。なお、(ウ)～(オ)の規定による証書、保険証券又は保証証券（以下「証書等」という。）の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該証書等に係る銀行、金融機関、保証事業会社又は保険会社が定め、契約権者が認めた措置をもって代えることができる。
 - (ア) 現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）を指定金融機関に納付し、交付を受けた領収証書
 - (イ) 契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を会計管理者又は会計管理者から委任を受けた出納員に提出し、交付を受けた領収証書
 - (ウ) 銀行又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
 - (エ) 保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券

(オ) 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

イ 工事、製造に係る契約において、請負代金額が 500 万円未満の場合は、契約保証金の納付を免除するものとし、500 万円以上の場合は、契約保証を付することとする。

ウ 委託（測量・調査・設計に係るもの）の契約において、契約代金額が 300 万円未満の場合は、契約保証金の納付を免除するものとし、300 万円以上の場合は、契約保証を付することとする。

(4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に同項の規定による総務省令で定める措置を講じたときとする。

(5) 工事の請負代金額が、100 万円以上となる工事を受注した者は、建設業退職金共済組合に加入するとともに、その対象となる労務者について証紙を購入し、その収納書を発注者に提出するものとする。

(6) 工事に係る契約において、決定者は、契約書の提出に合わせて、いわき市工事請負契約約款第 50 条の規定による仲裁合意書を契約権者（市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(7) 前金払の取扱について

ア 工事に係る前金払（中間前金払を含む。）は、請負代金額が 100 万円以上の場合に限り、指名通知書の定めるところにより、これを支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（ア）着手時における前金払 請負代金額の 10 分の 4 以内の額

（イ）中間前金払 請負代金額の 10 分の 2 以内の額

イ 委託（測量・調査・設計又は当該工事の用に供する機械類の製造に係るものをいう。）に係る前金払は、契約代金額が 300 万円以上の場合に限り、指名通知書の定めるところにより、これを支払うものとし、その額は、契約代金額の 10 分の 3 以内の額とする。

ウ 着手時における前金払の支払いを受けようとするときは、契約締結の日から 20 日以内に公共工事前金払請求書に保証事業会社の保証書（以下「保証証書」という。）を添付して契約権者に提出しなければならない。ただし、当該前金払に係る予算が執行されないことにより、当該契約の日の属する年度（以下「契約年度」という。）において当該前金払を受けることができない場合にあっては、その提出期限を契約年度の翌年度の 4 月 1 日から 20 日以内までに延長することができる。

エ 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 3 項の規定による中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ市長の認定を受けた上で、公共工事前金払請求書に保証証書を添付して契約権者に提出しなければならない。

オ ウ及びエの規定による保証証書の提出は、電磁的方法であって、保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもって代えることができる。

(8) 部分払いは、工事の請負代金額が 100 万円以上の場合に限り、指名通知書の定めるところにより、契約者が請求したときにこれを支払うものとし、その額は、既成部分に対する代価の 10 分の 9 を超えない範囲内の額とする。なお、支払回数、規則に定めるところによる。

(9) 当該工事の着手の時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

(10) 契約を締結する日に有効な建設業の許可及び経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結することができない。

3 公正な見積り合わせの確保

(1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 見積談合の可能性が認められる場合は、見積参加者をくじで 2 者に減じて執行するものとする。

(3) 見積り合わせ後に談合の事実が半明した場合は、当該見積り合わせを無効とし、契約（仮契約）中であっても契約を解除することができる。

(4) 談合情報を得たときの手続に関しては、いわき市入札談合情報処理要綱を準用すること。

4 見積りの辞退

(1) 指名を受けた者は、見積り合わせ執行の完了に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

(2) 指名を受けた者が見積りを辞退するときは、その旨を、見積り合わせ担当部署へ申し出るものとする。

(3) 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 その他

(1) 工事の一部を下請負に付する場合は、いわき市元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(2) その他必要な事項は、その都度指示するものとする。